

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東温市は、愛媛県のほぼ中央部、松山平野の東部に位置し、県都松山市に隣接する都市近郊型の田園都市で、水と緑の豊かな自然に恵まれ、古くから交通の要衝として開け、現在では、基幹的な総合病院などの立地をはじめ、高速道路インターチェンジや大型店舗、観光施設の進出など、地域を超えた交流の拠点ともなっている。

産業の特色は、豊かな自然環境を生かし、水稻作や麦作、野菜栽培などの農業が盛んで、特に愛媛県の食文化に欠かせない麦味噌の材料となる裸麦の県内主要産地になっており、製造業では、大規模工場も立地するほか、特色のある中小零細企業が数多くあり、また、志津川地区にある愛媛大学医学部との連携による、医療・健康関連産業の活性化も期待されるところである。

平成18年から令和4年の住民基本台帳人口を見ると、本市の人口は、平成21年まで増加傾向で推移していたが、それ以降緩やかな減少傾向で推移している。また、高齢化率は、平成18年の22.1%から令和4年には31.7%へ増加しており、高齢化が進んでいる。

現在、市内の事業所が抱える経営上の問題点として、同業他社との競争激化、需要の停滞、仕入単価の上昇、従業員の不足、設備の老朽化などがあり、今後の高齢化による後継者不足も懸念されることから、この現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況となっている。

このような中、独自の取組として、創業支援事業計画の策定や、市内事業者に対して資金調達・融資、利子補給など各種施策等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、経営上の問題点に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東温市の産業は、小売業、建設業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

東温市の産業は、松山自動車道、国道11号、重信川の沿線等を中心に、広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、東温市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

東温市の産業は、小売業、建設業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月12日から令和9年6月11日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。